平成２４年（フ）第６０３号
兵庫県姫路市新在家中の町17番22―101号
破産者　有限会社ヴァーリ
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第９８号
島根県出雲市斐川町出西3747番地６、商業登記簿上の本店所在地島根県簸川郡斐川町大字出西3747番地６
破産者　株式会社ナチュラルフーズ・まめや
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第９０号
福岡市博多区博多駅東１丁目19番６号
破産者　株式会社ライトワン
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６８号
東京都立川市富士見町６丁目35番503号、破産手続開始決定時の住所東京都小平市鈴木町１丁目47番地の１レクセルガーデン一橋学園206号
破産者　渡邉　勝江
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２７４号
東京都府中市多磨町２丁目12番地の８
破産者　川邉　明子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０６号
東京都日野市程久保650番地高幡台団地68―103
破産者　吉川　葉一
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４４６号
東京都稲城市長峰３丁目８番地１―506
破産者　米澤　　聡
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４３号
東京都立川市一番町２丁目１番地の９
破産者　井上　和夫
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４号
東京都立川市一番町２丁目１番地の９
破産者　井上八重子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５号
東京都立川市一番町２丁目１番地の９
破産者　井上　郁子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８０号
山梨県南都留郡富士河口湖町浅川1056番地
破産者　株式会社ホテル山水荘
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３２８号
岐阜県養老郡養老町蛇持331番地
破産者　西尾　利也
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３８３号
岐阜市則武中３丁目１番15号
破産者　株式会社エム・ワイ・ケイ
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３８４号
岐阜県加茂郡坂祝町深萱130―９、住民票上の住所岐阜市粟野西３丁目77番地13
破産者　横井　正男
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
静岡県沼津市松長字道安811番地の１
破産者　有限会社長尾メツキ工業所
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０３号
静岡県浜松市東区小池町1147番地の４
破産者　有限会社Ｋ２Ｋ・Ｙ
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４１号
静岡県浜松市中区上島５丁目17番52号
破産者　株式会社スウェイ
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
愛知県豊橋市梅薮町字屋敷18番地
破産者　ギンガテック株式会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３５号
京都市右京区西院坤町８－２、商業登記簿上の本店所在地京都市右京区西院坤町107番地
破産者　三恵建設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
京都府南丹市園部町横田六号21番地
破産者　アルミック株式会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
長崎県長崎市矢上町46番28号
破産者　有限会社丸信設備
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1283番地270
破産者　有限会社金城組
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部